

令和4年6月議会
経済振興委員会報告資料

- 1 福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（市決定）について・・・ 1頁

農林水産局

1 福岡広域都市計画生産緑地地区の変更(市決定)について

1 生産緑地制度の概要

- 本制度は、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に、農地等の所有者の申出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定めることができる制度
- 指定後30年間、農地等としての管理義務や建築物等の建設が制限される一方、固定資産税等の軽減措置が受けられる。
- 本市は、平成10年に本制度を導入し、平成30年4月に運用基準の改正を行い、現在までに11地区、2.50haを指定している。
- 「福岡市農林業総合計画」(R4.3策定)において、市街化区域については、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する本制度を活用し、都市農地の保全に努めることとしている。

2 主な指定要件

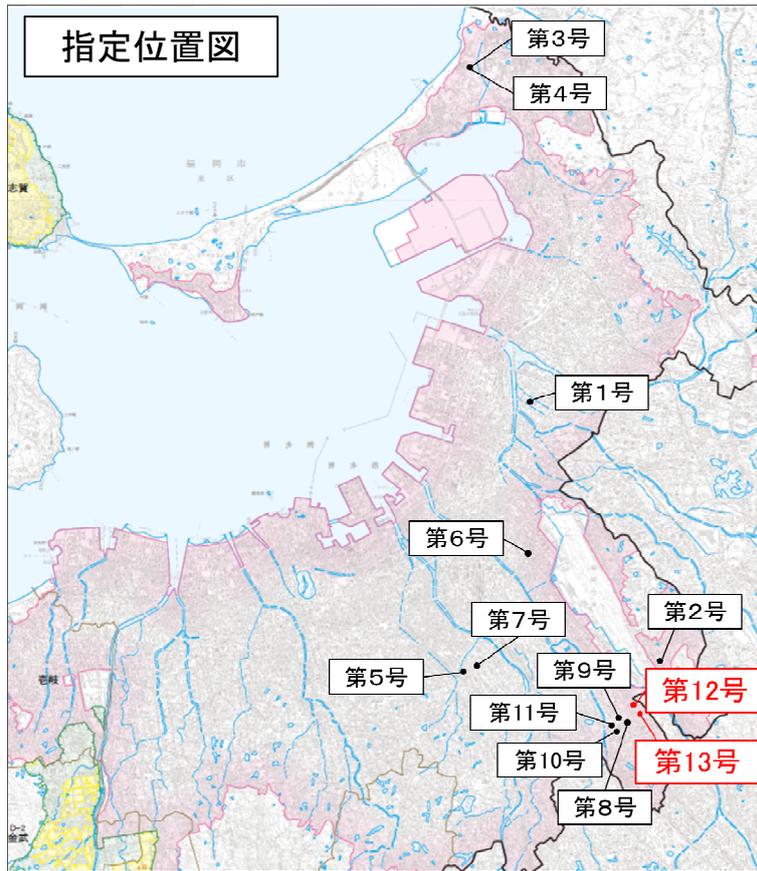
- 市街化区域内の連坦性がある一団化した農地等で、1地区あたり500㎡以上であること
- 農業従事者等の状況から、長期にわたって営農継続が可能であると認められること
 - ・農業従事者の状況
農業従事日数60日以上
年齢50歳以下(ただし、営農継続が可能と認められる場合は、この限りではない)
 - ・経営耕地の総面積30アール(3,000㎡)以上
 - ・農業粗生産額及び農業以外の事業等の含めた収入から安定した営農が確認できること
- 緑地機能の確保、または、施設園芸等、都市型農業の振興に資する農地等で、都市環境の向上について効果が期待できること
- 災害時における周辺住民の避難空間等として活用できるよう、防災協力農地として市に登録すること

3 生産緑地地区の変更(第12号、13号生産緑地の追加)

- 本市が都市農業を推進するにあたり、当該生産緑地地区は都市農業振興に資する農地であり、市街化区域内の緑地機能の補完等として良好な都市環境の形成に寄与するため、本案のとおり変更するもの。

4 スケジュール(予定)

- 令和4年6月 経済振興委員会・福祉都市委員協議会報告
- 7月 都市計画案の縦覧(法定縦覧)
- 7月 都市計画審議会に付議
- 9月 都市計画決定告示



指定年度	指定番号	面積 (ha)
H10年度	1号	0.73
	2号	0.30
H11年度	3号	0.20
	4号	0.16
	5号	0.10
	6号	0.44
H12年度	7号	0.17
H30年度	8号	0.17
R2年度	9号	0.10
	10号	0.07
	11号	0.06
R4年度	12号	0.09
	13号	0.15
合計	13地区	2.74

○第12号生産緑地地区(井相田)

名称	第12号生産緑地地区(井相田)
所在地	博多区井相田一丁目2番3
指定面積	約0.09ha
生産品目	米



○第13号生産緑地地区(井相田)

名称	第13号生産緑地地区(井相田)
所在地	博多区井相田一丁目11番2
指定面積	約0.15ha
生産品目	米

